

[事案 27-222] 配当金支払請求

・平成 28 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

終身年金保険および確定年金保険について、募集人の説明した年金額または設計書に記載された年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年10月に契約した終身年金保険および同3年8月に契約した確定年金保険について、以下の理由により、募集人の説明した年金額または設計書に記載された年金額の支払いをしてほしい。

- (1) 終身年金保険については、募集人と所長から、年金開始時に毎年年金が 200 万円、10 年間で 2,000 万円以上もらえ、その後も毎年年金が 100 万円以上もらえるとの説明を受けて契約した。
- (2) 確定年金保険については、募集人と所長から、年金開始時に設計書どおり 10 年間で「年金お受取り累計額が 2,026 万円」になるとの説明を受けて契約した。

<保険会社の主張>

保険契約は、約款を契約内容として成立しており、説明内容や設計書の記載内容が契約内容になるものではないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は、既に退職しており、所在も不明とのことであったので、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。